

原子力設備に関する規格の審議要領

平成14年2月8日承認

1. 適用範囲

原子力設備に関わる各事業者等が活用する技術基準・規格の内、原子力発電に係るものについては、特に、情報公開の推進、パブリック・アクセプタンスの重視、などの社会的要求が強く、これらの設備に関する規格を作成している団体の多くは、このような社会的要求を念頭に、中立、公正、透明性を有する規格作成プロセスを規定し、活動を行っている。

これらの団体の活動は日本電気技術規格委員会(以下、J E S C と略す)が理念として保持している思想、即ち、中立、公正、透明性の確保という思想に合致していると見ることができる。従って、このような特徴を有する団体の制定する規格に対しては、その特質を考慮した規格の審議方法を適用することが合理的であると思われ、本審議要領で規定する方法により規格の審議を行うものとする。

本審議要領は、上に述べた原子力設備に関する規格作成組織の特質に鑑みて、原子力設備の規格審議に適用する。ここで規定する「原子力設備の規格」とは、電気事業法、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、の各種技術基準、並びに原子力安全委員会の定める各種審査指針等に関連する規格を指す。

尚、経済産業大臣が主務大臣となっていない研究炉、医療用の原子力設備に関連する規格などは対象外とする。

2. 原子力設備の規格の審議に関する基本方針

原子力設備の規格審議に関する考え方の基本は、次のとおりとする。

【原子力設備に関する規格制定過程（規格制定過程とは、規格作成・審議、公衆審査等の規格決定に至る過程を指す）において、中立、公正、透明性を規約等（以下、規約等とは手順書、要領書などを含む）で明確に定め、専門家による規格作成・審議、公衆審査等を行っている団体は、規格作成組織としての必要な特質を有するものと考えることができる。

J E S C は、このような規格作成組織の状況をあらかじめ確認し、妥当と認めた組織から提案される規格については、規格作成プロセスに重点を置いた審議を行うこととする。このような規格審議方式を、ここでは「規格制定プロセス重点審議方

式（以下、「重点審議方式」と略す）」と称する。重点審議方式の具体的な要領については、次項「3.」に記す。】

原子力設備に関する規格審議方式として、上に述べた「重点審議方式」と、従来から J E S C が他の設備の規格に対して行っている審議方式、の 2 通りの審議方式の適用が考えられる。従来の審議方式は、既に J E S C が制定済みの要領「規格・基準の策定手順等に係る要領（平成 13 年 3 月 27 日付けの承認版）」に拠ることとし、本審議要領では「重点審議方式」の適用方法について規定する。

尚、「重点審議方式」を適用する場合で、本要領で規定されていない事項については、上記の要領「規格・基準の策定手順等に係る要領」に準拠するものとする。

3. 重点審議方式による規格の審議要領

(1) 重点審議方式を適用するための必要要件

中立、公正、透明性を規約等で明確に定め、専門家による規格作成・審議、公衆審査等を行っている団体に対しては、J E S C は規格作成組織として必要な特質を有するものとして重点審議方式の適用を認める。この場合、規格作成組織に必要な要件は、以下の通りとする。

[イ] 文書規程化

規格制定過程で用いられる方法は、文書化された手順に従って行われなければならない。これを記載した規約等は開示されていること。

[ロ] 透明性の確保

当該規格に関心を持つ全ての人々が、規格作成組織における規格作成・審議のための委員会等に参加し、意見を述べ、異議申立をすることができること。また、それらの人々に、委員会等の開催通知がタイムリーに提供され、それらの人々が委員会の情報を容易に入手できること。

[ハ] 中立性の確保

規格制定過程では、委員会の委員構成は、業種の均衡が保たれねばならず、単一の業種に偏って優位を占められるものであってはならない。原則として、規格作成過程において上位に位置付けられる委員会は、単一の業種分類の委員が全委員数の 1 / 3 以上でないこと。

[ニ] 委員の業種分類

上記 [ハ] に位置付けられる委員会における委員の業種分類は、下記に示す例のものを 3 業種以上含むこと。但し、下記の業種分類の例は、詳細な区分方法についてこれに限定されるものでなく、適切な区分の設定をすることができる。

[業種分類例]

a)消費者, b) 流通・小売業, c)工業界・商業界, d) 保険業, e) 労働者, g) 製造業, h)専門学協会, i)関係官庁, j) 試験研究所, k) 商社

[ホ] 規格制定過程の公表

規格制定過程における活動は, 関心を持つ者に参加の機会があることを示すため, 適当なメディアで公表すること。J E S C に対して規格の提案を行う場合, 当該規格は公衆審査が完了していること。

[ヘ] コメント及び反対意見への配慮

規格に対する一般公衆からのコメント, 反対意見等, 規格制改定に関係する全ての参加者のコメント, 反対意見は, 誠意を持って検討すること。また, 全ての反対意見を解決する努力がなされる必要があり, 反対意見について解決されなかった場合, 規格作成組織は, 反対意見を提出した人に異議申立の手続きがあることを伝えること。公衆審査からの反対意見, 規格制定過程における委員からの反対意見で解決されなかったものは, J E S C に報告すること。

[ト] 異議申立

規格作成組織は, 異議申立がなされた場合, それを公正に取扱うための, 異議申立を処理する方法を明確にしておくこと。

[チ] 国際規格

規格作成組織は, W T O / T B T (世界貿易機関/貿易の技術的障害に関する協定) に基づく国際規格の制定活動を考慮に入れること。

[リ] 記録

規格作成組織は, ここで規定する要件に従っていることを証明するため, 記録を用意し維持すること。規格に関する記録は, その規格が改定されるまで保管すること。全ての規格に関する記録は, 規格の廃止された日から最低5年間保管すること。

[ヌ] 規格の保守

J E S C に承認された規格は, タイムリーな改定により現状を反映した最新のものにする必要がある。規格作成組織は規格の維持を図るため, 改定の必要性を検討するための活動を文書で定め, 実態に合わない古い規格の改定, あるいは廃止を行うこと。規格作成組織は, 規格がJ E S C に承認されてから5年以内に図書全体のレビューを行い, 規格を維持し, 必要に応じて規格の改定, J E S C による再度の承認手続きを行うこと。

[ル] J E S C への協力

対象とする分野の規格の調整について, J E S C に協力すること。

(2) 重点審議方式を適用する規格作成組織の審査，確認方法

上記3.(1)で規定する要件を満たす団体に対し，J E S Cはこれを審査した上で適合していると認めた場合，規格作成組織として必要な特質を有するものとして重点審議方式を適用することを認める。このための具体的な要領は以下の通りとする。

[イ] 申出及びJ E S Cによる審査，確認

重点審議方式の適用を希望する団体は，J E S Cに対して書類で申出を行い，その中には関係する規約等，3.(1)に規定した要件を満たしていることを証明する図書を含める。J E S Cは申出者によって提出された図書を審査，確認する。審査，確認過程において，申出者が当初提出した範囲や当初提出した規約等を変更した場合，追加の説明を必要とする。

規格制定活動が3.(1)の要件を満たしていない場合，J E S Cは重点審議方式を適用することを認めず，その理由を申出者に通知する。規格制定活動が3.(1)の要件を満たしている場合は，重点審議方式を適用する団体として認め，J E S Cはその結果を申出者に通知するとともに，団体名を公表する。

[ロ] 重点審議方式の適用を認めた時の要件の維持

J E S Cは，規格作成組織の活動及び規約等が，重点審議方式の適用を認めた時の状態に維持されていることを確認するため，適宜，当該組織の調査を行う。調査は，当該組織から新たな規格が提案された時などを利用して行う他，J E S Cが必要と判断した時に行うことができる。規格作成組織の規約等に改定がなされた場合，当該組織はJ E S Cにその旨を通知し，変更の内容を説明しなければならない。J E S Cは，変更が規格作成組織の本質的内容に及ぶものでないと判断した場合，その旨を規格作成組織に通知し，重点審議方式を引き続き適用することを認める。

[ハ] 重点審議方式の適用の取り消し

J E S Cが重点審議方式の適用を認めた時の条件が維持されていない場合，J E S Cは規格作成組織に対し是正措置をとるよう要求することができる。必要な是正措置がとられなかった場合，J E S Cは重点審議方式の適用を認めたことを取り消すことができるものとする。この場合，J E S Cは当該団体に取り消しを通知し，その団体名を公表する。

(3) 重点審議方式を適用する組織から提案される規格の審議，承認

3.(2)の審査，確認によって認められた規格作成組織が，J E S Cに対し規格を提案する時の審議要領を以下に示す。

a . 規格提案者の説明内容

規格の提案者は、規格の適用対象とする範囲、規格内容の概要、規格の作成プロセスが分かる資料を用いて説明を行う。同時に、規格の全容が分かる資料も提出する。

b . 規格審議の視点

J E S C は下記の視点に重点を置いて審議を行うほか、規約で定める観点からの審議、即ち、技術的妥当性の観点などを考慮した審議を行う。

[イ] 規格作成組織が、J E S C による確認を受けた時の規約等に従って規格作成活動を行っているか。

[ロ] 規格に関する合意が形成され、規格に対する反対意見を解決するための努力がなされて、規格が制定されているか。

[ハ] 規格作成組織への異議申立て、異議申立者が合意していない事項がある場合、その対応が規約等で定める方法によって、適正に行われているか。

[ニ] 規格の制定プロセスが公開されているか。

[ホ] 技術基準や安全審査指針等の国の基準との関連がある場合、それらの基準との関係が適切な内容のものであるか。

[ヘ] J E S C で承認した他の規格との整合性が図られているか、あるいは他の団体に類似の規格がある場合に当該規格との関連が考慮されているか。

尚、上記の視点は本重点審議方式における主要な審議ポイントを記したものであり、J E S C 委員の質疑 意見はこの範囲に制限されるものではない。また、規格提案者は委員からの意見に対し、誠実に対応しなければならない。

c . 規格の承認

J E S C は、上記「 a . 」 「 b . 」 に基づく審議の結果を総合的に勘案し、承認の可否を判断する。

4 . その他

本審議要領については、具体的に適用する過程で改善することが好ましい点が生ずることも考えられる。このような場合は、より良い要領の確立を目指すため、委員会の承認を得て機動的に対処するものとする。

以上

原子力設備に関する規格の審議要領 (フロー図)

参考

